

# 『上清後聖道君列紀』における種民思想について

—『太平經鈔』甲部との關係を交えて—

龜田勝見

## はじめに

六朝道教には、種民思想という一種の終末救済思想が見える。救済される人々は「種民」と呼ばれ、道教の神々によつて選ばれる。彼らは來るべき大災害を生き延び、新たな太平世界の構成員となる。種民思想は南北兩朝にわたつて見られるが、南朝における種民思想を知る上での基本的な資料としては、上清派道教經典の一つである『上清後聖道君列紀』（以下『道君列紀』）が第一に挙げられる。種民の救済は、南朝種民思想では上清金闕後聖帝君なる神がその中心的存在である。彼の本起録であるこの『道君列紀』は、『太平經鈔』甲部と深い關わりのある書としても有名である。

ここで、これまでの『道君列紀』と『太平經鈔』甲部との關係についての研究を簡単にまとめておく。現行本『太平經』<sup>2</sup>はかなりの巻が缺けているが、その缺けた部分のうち巻一から巻十までが『太平經鈔』十巻によつて補われている。『太平經鈔』は、『太平經』百七十巻の内容を十巻に鈔略したものとされ、全容を知ることのできない『太平經』の内容を知る上では貴重なものであるが、冒頭の『太平經鈔』甲部は金闕後聖帝君の本起録であり、他の巻とは明らかに異質な内容

である。このことが研究者の間で本格的に問題とされたのは、小柳司氣太氏の研究からである。氏は、『鈔』甲部の内容が『道君列紀』と「大同小異」であると述べ、『鈔』甲部として存在することに疑義を呈した。また、王明氏は『鈔』甲部の内容を子細に検討し、それが『道君列紀』と『靈書紫文經』に基づくものであるとの結論を出した。その後、敦煌出土資料(S. 4226)の、「太平部卷第二」と尾題の付いた古寫本が吉岡義豊氏によつて紹介されるに及び、現行本『太平經鈔』の癸部が本来の甲部であること、現行本の甲部は「太平部卷第二」の後文と呼ばれる部分に「經曰」として引かれる文章と密接に關連していること等が明らかとなった。これらの研究の結果、『道君列紀』から「太平部卷第二」後文、そして『鈔』甲部へという流れが想定され、現在の定説となつている。この三者が密接な關係にあるという大まかな結論自體には、異論を差し挟む餘地はない。しかし、その内容には互いにかんりの出入がある。そのため、そこに説かれる種民思想の内容が全く一致するものであるか確かめる必要がある。本稿では、先學の研究を踏まえた上で、『道君列紀』における種民思想の内容、特に救済理論における人間側の行爲の意義に關わる思想的相違点を捉えることにより、三者の關係を新たに考察し直していきたい。

一 終末救濟の構造

(一) 『道君列紀』における種民思想

前述したように、『道君列紀』は種民思想と呼ばれる終末救濟思想を傳える書物である。ここでその概要と、これまでの研究をまとめる。

梁の陶弘景が編纂した『眞誥』は、東晉期に茅山で行われた神降ろしの記録をまとめた、上清派道教の重要經典である。その『眞誥』卷十四に『後聖李君紀』なる書名が見えており、さらに近い將來到來する世の終末を意識した記述も散見されることから、現存の『道君列紀』との關連を思わせる。吉岡氏は、現存の『道君列紀』について「梁初には確かに存在して」おり、「おそらく宋齊のころのもの」と推定し、小林氏は『後聖李君紀』の一部が獨立してできたもの」と考える。また、大淵氏は唐代の類書等に引かれる『道君列紀』の文を仔細に検討した末、現存の『道君列紀』について「恐らく唐の頃に、古い帝君列紀に靈書紫文上經と重複する文が多かつたのでそれを削除し、その外にも多少の手を加えて成立したもの」と判斷している。いずれにせよ、多少の改變があるとしても、内容としては梁代かそれ以前の形をとどめていると判斷してよさそうである。

『道君列紀』の内容を分類し、順を追って記號を付すと、以下のようになる。

- (A) 上清金闕後聖帝君の本起
- (B) 世の終末の次第と救濟の過程
- (C) 道經修得の必要性
- (D) 救濟される者の資格
- (E) 金闕後聖帝君が天書を授かつた由來と仙經の性格

(F) 『道君列紀』の由來

(G) 金闕後聖帝君の語る「列紀」を得た者の特質

(H) 道教經典修得の必要性 (二)

(I) 後聖彭君と四輔大相の紹介

(J) 方諸青童君の語る「仙相」と「仙行」の必要性

以上の内容は (A)、(B)、(I) と (C) (H)、(J) との二つに分けられる。前者は、世の終末と救濟の過程、救濟の主體である金闕後聖帝君の傳記等を記す、いわば本起的部分であるのに對し、後者は、救濟或いは昇仙するための必要條件等を説く教理的部分である。ここでは、終末と救濟の過程を知るために (B) の一部を見ることとする。

唐承の年、數を積むこと四十六丁亥有るの間、前後在中、中間は鳥獸の世にして、國祚は啓竭し、東西は覇を稱へて以て弱主を扶け、主は縱橫九一の名を有し、光迹、昌元と號するに速ぶ。其の後甲申の歲、已前已後、善人を種え、殘民を除き、疫水は其の上に交はり、兵火は其の下を繞り、惡惡は並びに滅び、凶凶は皆沒す。道を好むものは陸隱し、善人は山に登る。流濁奔蕩し、之を鯨淵に御し、都な分別せり。壬辰の年三月六日に到り、聖君來下し、兆民に光臨す。是の時に當たりてや、聖君は青城西山自り發し、焉に於いて惡人を滅ぼし、水火を已む。慈善を存すれば已に種民となり、始めを學ぶ者は仙使となり、道を得たる者は仙官となる。

この段については「太平部卷第二」後文と『鈔』甲部とに對應する記述がある。前半の終末に至る過程については、『上清三天正法經』『雲笈七籤』卷二劫運所引<sup>12)</sup>や『雲笈七籤』卷四靈寶經目序等にも類似の記

述が見える。「唐承之年」、即ち堯帝の時代から數えて四十六回目の丁亥の年前後に、世は亂世を迎える。これが終末の前段階である。その後、甲申の年前後になると、病氣や洪水、兵火等によつて、人が善惡に應じて取捨選擇される。そして壬辰の年、金闕後聖帝君の降臨を迎える。ここに至つて惡人は最終的に滅び、善人は種民として救濟される。このような終末劇は、壬辰の年という明確な收束點を示しつつ、六朝道教の中で様々な形で説かれる。「種民」なる存在を説いていなかったり、救世主たる神が異なつていたり、必ずしも統一的に把握できるわけではないが、六朝期の政治的混亂とそれに伴う人心の不安によつて、宗派を問わずこのような思想が根付いたのであろう。その後、唐による統一によつてこの終末思想は役割を終え、姿を潛めていく。

## (二) 種民と仙使と仙官

さて、種民思想についての概要を示したが、種民とは如何様な存在であるのか。まず、先に分類した本起的部分の内容に従つて捉えたい。

(B)によれば、甲申の年前後に人がその善惡に應じて取捨選擇される。この作業は壬辰の歳まで續き、善人だけが最終的に残る。残つた彼らは全て救濟されるわけであるから、彼ら善人がいわゆる種民そのものであると考えてよい。つまり、種民とは日頃陰徳善行に勵んでいた者だと言える。續いて壬辰の年の救濟段階の記述が續くが、救濟される際には種民・仙使・仙官の三種類があるという。この段階で残つている者はすべて善人であり、種民たりうる者ばかりであるから、仙使や仙官となる者と種民となる者との間に、救濟という面での區別はないはずである。となれば、種民となる資格のある者のうち、

『上清後聖道君列紀』における種民思想について

仙道修行を完遂し得道した者が仙官となり、仙道修行を始めたばかりの者が仙使の仕事に携わると考えられる。つまり『道君列紀』では、種民は仙道修行を必要不可欠とする存在とは考えてはいないのである。また、『鈔』甲部に存在する對應箇所では「擧善者爲種民、學者爲仙官」とある。仙使の句が見えないと同時に、「善」と「學」とが對比されており、ここでも種民に「學」は必要不可欠とはされていないことが分かる。

上清派道教においては、それより以前の、晉の葛洪の『抱朴子』において示されるような金丹道、即ち礦物や藥草を調合して作成した仙藥を服用する仙道は重視されず、誦經や存思等の技法を貴ぶ。しかし、これらの仙道に直接關わる技法を行わずとも將來昇仙する道は残されている。ここでは『眞誥』卷十六を例にとつてみよう。

夫れ至忠至孝の人、既に終はれば皆書を受けて地下主者と爲り、一百四十年にして乃ち下仙の教を受け、授くるに大道を以てするを得。此れ從り漸く進み、仙官に補さるるを得、一百四十年にして一たび試もて進むるを聽さる。…先世に功の三官に在る有り、後嗣に流逮し、或ひは世を易へて鍊化し、氏を改めて更生する者は、此れ七世の陰徳、根葉相及べばなり。既に終はれば、…皆書を受けて地下主者と爲り、二百八十年にして乃ち進みて地仙の道を受くるを得。

ここでは、直接仙道を行つていない者が何らかの條件によつて昇仙の道を得る可能性を記す。その條件とは、その人の備える徳や才、そして自己あるいは先祖の陰徳善行等である。ただし仙道を行っていないため、昇仙への道とはいつても、死後に地下の鬼界の役人から出發し、數百年かけて順次天の仙界へと昇進していくことになっている。

道教の一派として當然仙道修行を第一としながらも、一般的な徳行に一定の評価を與えているのである。『眞誥』より遡れば、『抱朴子』對俗篇に引用する『玉鈴經中篇』では、自らの方術とは別に忠孝等の徳行を修めることによつて自らの壽命を減らさないようにせよ、と説く。このように、道教内にあつて儒家的な徳行の實踐を長生不死のための必要條件とする考え方は古くより存在し、後世には道教戒へと發展する。また、『抱朴子』に引かれたような考え方は、善書的一種「功過格」という形で整備されて民衆にも普及して行く。『道君列紀』の示す種民となるための條件も、この思想背景から自然に成立したと考えてよいであらう。

以上のことから明らかなように、種民とは善行を積んでなる者である。『道君列紀』において種民の説明がなされる部分、即ち本起的部分の(B)では、善行により神に認められ救済の對象となつた「種民」、仙道修行を始めたばかりの「仙使」、そして、得道し仙界で官僚の地位を得た「仙官」の三者の存在が明らかとなつてゐる。

## 二 教理的部分における道教理論

### (一) 仙經修得と救済

では次に、得道し仙官となる道について、『道君列紀』の記述を見ていこう。先の分類における教理的部分は、概ね得道して仙官となるのに必要な條件を述べる。ここではまず(C)を例に挙げる。

若し能く洞房を上元に精さにし、九眞を脩めて以て彌よ勤め、隱書を七靈に歩み、八素の用誠を窮むれば、既に三災を涉りて傷つかざるを得、又た必ず更始を太平に觀、又た書を賜りて仙官神眞となり長生たるを得。但だ此の玄文靈術、上清の宮、金闕の中に

藏さるれば、篇目を見ること有る者少なきのみ。神眞下りて教ふるに七百年内に三たび出だして傳授す。授傳して之を獲るは、必ずしも賢愚ならず、精心もて修行すれば、皆飛仙を得。然るに率ね玄錄仙骨あり、方諸に玉名さるること有れば、乃ち之を得るなり。此の相に非ざれば、終ひに此の文と相遇はず。：仙を學ぶ者は宜しく廣く名山を行き、跪して天靈に祝し、此の冥訣を尋ね、寶祕を得て以て神仙の官を階むことを庶ふべきか。然る後聖君當に復た其の靈妙を料すべし。擢びて以て官僚に補すべき者、或ひは位仙伯となり、或ひは拜せられて諸侯となり、聖を助けて民を教へ、氣を理めて徳を布き、或ひは封ぜられて一邑を掌り、政を一國に委ねらる。

「洞房」「九眞」等はいずれも現存する上清派經典に對應するものがあり、ここでも經典名と考えてよからう。これらを修めることで、災厄を切り抜けて太平世界を見る、即ち種民となることができ、さらに仙官として生きることさえできる、という。仙官とは、前述したように種民の中でも仙道を成就した存在であり、太平の世において種民たちの住む一邑一國の統治を任される存在である。この段の主題は仙官となるための必要條件を述べることにある。その條件とは先の道經類の修得だが、これらの書物は仙界に收められた祕文であつて、數百年に一度しか傳授されない。その際に傳授してもらへる者は、俗世における賢愚によつてよりも、その修行に對する眞摯な取り組みによつて決まるという。この心を重視する姿勢は、道教をはじめとする宗教一般に認められるものである。

この記述では、種民になるために道教經典の修得が必要だと述べているのであろうか。先の本起的部分の検討においては、種民になる

こと自體には仙術を必要とせず、その上の存在である仙使・仙官となるために「學」が必要だと分かつた。經典修得は仙官となるための必要條件であり、かつ種民となるための十分條件なのである。これに關連して、種民思想を語る六朝上清派經典の一つ、『洞真太上說智慧消魔眞經』の卷五變化品には次のようにある。

智慧上士、此の三術を習へば、魔怨を消却し、鬼賊を誅除し、惡人を制伏し、凶炁を禳辟し、憂ひを除き病を救ひ、兵戎を保免し、水火も侵す能はず、衆災も犯す能はず、三界の外に逍遙し、王母の家に遊宴し、代々太平の君に見え、名は種民の錄に入り、神仙となりて進昇し、皇階は級を極め、永へに道と合し、變化无窮たらん。是れ智慧の妙功にして、衆聖の要訣たり。

『智慧消魔眞經』は、金闕後聖帝君と方諸青童君が重要な役割を擔つている點からも、『道君列紀』と密接なつながりがあるようである。ここに引いた部分でも、仙道修行の結果、終末の災厄を生き残る種民として認められるとともに、無窮の存在たる神仙となると説く。神仙への通過點として、或いは神仙として度脱することが前提となつて仙術と種民の關係が語られる文脈では、種民と仙道修行との關わりが當然出てくるのである。なお、種民の概念が現れるか否かに關わらず、上清派道經での終末救濟願望の多くは、神仙としての度脱を念頭においている。故に、少なくとも上清派道經の場合、種民と仙術との關係を説いていても、種民になるために仙道修行が不可欠と斷じるわけにはいかない。

## (二) 救濟と「仙相」

以上、『道君列紀』の教理的部分が道經修得の必要性を説くこと

『上清後聖道君列紀』における種民思想について

意味を捉えた。ところで、先の(C)の引用ではさらに續けて、「玄錄仙骨」を備え、方諸宮に登録されていなければならぬ、という。「仙骨」とは仙人となる資質のある者に具わる肉體的特徴である。觀相術の別名として骨相術という名稱が存在するが、古くより中國では人の肉體的特徴を見てその者の資質や將來を見通す術が發達していた。(C)ではこれらの要素を「相」と言い換えている。これに關連して、(J)では仙官となるにふさわしい相、即ち仙相について詳説する。

青童君曰く、夫れ骨錄有れば則ち仙を好み、仙を好む人は皆仙志有り、仙志の人、或ひは寵或ひは篤。寵なるは則ち先世の善功足らず、篤なるは則ち玄錄の宿命將に定まらんとす。或ひは仙を好むも専らならざるは、亦た世々の徳未だ備はらざるに由る者なり。大都天錄は玄宮に顯らかなれば、則ち氣候は軀形を診、錄字は大極に彰らかなれば、則ち心神は丹房に正し。生まれながらに金闕の玉名有るが若きの者は、則ち眼に日光有り、青齒白血たり。其の人となりや、則ち仁慈にして仙を樂しみ、明顯にして秀挺たり。：諸ろの此くの如き相有るは、皆必ず上仙なり。亦た學びて得可く、亦た學ばずして獲可し。要は其の人必ず道を好み、道を好み微を學べば、必ず速やかに昇變するを得。其の次、鼻上に玄山有るなり。：此れ皆次仙の相なり。

青童君とは、東海の方諸山にある宮府、即ち先ほど出てきた方諸宮を治所とする神であり、『道君列紀』本起的部分の(I)によれば、金闕後聖帝君の四輔神の筆頭でもある。彼は金闕後聖帝君の命令の下、人の生死や壽命、神仙となるべき者の選定等の基準となる名簿を管理する立場にある。そのような神の言葉として、ここでは上仙の相が十

一例、次仙の相が三例ほど擧げられる。要するに、仙界の名簿に登録されている者、即ち將來の昇仙が約束されている者には、様々な肉體的・精神的特徴が備わっている、という。また、(D)では「諸ろの太平を見る者」即ち種民となるための七種の條件を以下のように示す。

或ひは是れ慈心仁人にして善を守るのみ。

或ひは是れ道を學び仙を信じ、教ふ可きの士。

或ひは靈人 書を授け、精を守りて胎を實つ。

或ひは得道得仙せし精誠の夫。

或ひは玄簡に名を録され、七世に徳有りて、祚子孫に及び、當に仙となるべき者。

或ひは生まれながらにして青骨あり、神に通じ眞に接す。

或ひは才性偉寂にして天分淑邁たる有り。

第四條までは本人の善心善行や仙道修行に關わる條件だが、第五條では先祖の積徳によつて仙籍にあらかじめ登録されていること、第六條では生まれながらに仙眞と交わりを持つための資質を「青骨」という形で備えていること、そして第八條では天分の才を備えていることを條件としている。しかし、これらの資質が種民となるための必要條件であると考えることはできない。これらは仙官となるための條件であつて、前述したように、仙官となる條件はそのまま種民となるための十分條件である。

六朝道教において、得道し神仙となるために必要な條件として先天的資質が提示される例は多い。『道君列紀』と同じ六朝上清派の經典から數例を擧げてみる。

『洞眞太上素靈洞元大有妙經』(道藏第一〇二六册)

大洞眞經三十九章は上皇の道標にして紫晨の妙篇たり。命を九天

の階に制し、五帝の靈を徵召し、…其の旨は幽微にして、究詳す可べきこと難し。若し能く長齋し、志を人門に絶ち、玉篇を幽室に誦し、瓊音を叩きて以て靈を震わせば、則ち眞人は錄を東華に定め、七玄は更めて紫庭を潤し、魔王を制して以て神を威し、五帝を擲めて以て身を衛る。此れ太洞の奇神、億道を摠べて生を反す。奇毛異質、金骨玉名無き自りは、皆妄りに靈文を披くこと有るを得ず。其の禁は悉く九眞明科に依る。受くる者愼め。

『上清太上帝君九眞中經』卷上(道藏第一〇四二册)

第二眞法、…此の道は幽秘にして、上靈の實つ所なり。仙籍有るに非ざれば、聞くを得ず。

『上清玉帝七聖玄紀迴天九霄經』(道藏第一〇四三册)

諸ろの上聖玄紀の文を見るを得る者、皆玄名に飛仙の分有るを以て、書を未生の象に刻され、逆め玄虛の篇に注さる。既に人道を稟くれば、青宮に名を揀ばれ、四司の保つ所、五帝の詮ずる所となり、玉虛は藏に結ばれ、紫絡は根に植えらる。骨に奇光有りて、形を擧げて仙に合す。四司潛降して、陰かに寶文を授け、太一は籍を定め、司命は年を與ふ。魂は固く魄は安らぎ、六胃は眞を結び、萬神は總具し、剋く上仙と成る。修行すること七年にして、自ずから當に靈降り、空に乗じて飛騰すべし。

いずれも、何らかの先天的資質を備えた者が仙界の祕文・祕法を授かる道歩むことを述べている。特に最後の引用では、生まれながらの「分」によつて神々の降臨が豫定されており、その降臨を受けて修行した者が昇仙できるとしており、自らの努力の前に先天的資質という條件が必要であることを明確に示している。

ただしこれらの先天的資質は、一般には事前に見抜けない觀念的な

ものであり、學修者の資質を事前に見抜く手だては、實質的にはない。自らに資質が備わっているかどうかは、仙道を完遂するか断念するか、いずれにせよ最終的な結果が出るまでは分からない。誰にすぐれた資質が備わっているか分からない以上、誰しも備わっている可能性が残るのである。そのような實際を考慮してこれらの文章は書かれていられると思われる。また、人間の努力が決して否定されているわけではなく、先天的資質による正負いずれの限定を受けようとも、最終的には自分の積徳や修行が昇仙の可否を左右することになる。『眞誥』からその例を抜き出してみよう。

夫れ生を學ぶの夫、必ず心を夷らげ神を養ひ、服食治病し、腦宮をして填滿し、玄精をして傾かざらしめば、然る後以て神を存し霞を服し、二景を呼吸す可きのみ。數ば交接を行ひ、漏泄施寫するが若き者は、則ち氣穢れ神亡び、精靈は枯竭す。復た玉籙に玄挺あり、太極に金書さるる者と雖も、將た亦た生に非くより解かるる可からず。

正の資質を受けていても、昇仙できずに死へと至る例である。負の資質により昇仙が困難であつても、最終的に昇仙できたのが、次の例である。

女子は少くして道を好み、法戒を遵奉し、至心もて苦行し、…故に名を改めて女子と爲し、自ら延期と字せり。圖らずも先世の愆多く、殃子孫に流れ、結箝帝簡に刊され、運沈みて後昆に逮び、享年永からず、遂に命を長梁の津に没す。西王母我が苦行を見、酆都北帝我が道心を惑み、司命に告敕して、檄を三官に傳へ、形骸を攝取し、魂を還して眞を復し、我をして胎を頓はしめ、位靈神となれり。今に於いて二百餘年なり。近ごろ名を南

『上清後聖道君列紀』における種民思想について

宮に度し、策を朱陵に定むるを得、精を藏して時を待ち、方めて列して仙と爲れり。

負の資質、即ち先祖の惡徳により一旦は死亡したものの、本人の積徳によつて救済され、昇仙できている。『道君列紀』で語られる仙相も、これらと同様である。(丁)の後半では、玄洲や太山の仙籍に特別に登録され「仙相」を備えている者の特異性と、その者が修行すれば昇仙できることを述べ、最後に次のように締めくくる。

故に夫れ道を學ぶ者は、心を眞にし神を堅くし、魄を厲して魂を拘め、…寒苦の轆軻に甘んじ、靜齋を丘山に樂しみ、誠心を守りて勸まず、天地と竝びて長存す可し。是くの如くして始めて與て道を學ぶの夫と言ふ可し。若し都な此の相無く又た此の行無くんば、復た英雄標を抜きんで、志は四海を呑み、…口は虛無を談じて目は八方を營む者と雖も、固より仙才に非ざるなり。所謂徒勞にして終年を以て得ざるより解かるることなきなり。

「相」と「行」を兼備しなければ、昇仙が不可能であるという。仙相を前提としつつも、修行に勵むことが如何に大事であるかを説いている。

從來より言及されているように、『道君列紀』は『靈書紫文』との關連が深い。現在の『道藏』に收められた『靈書紫文』の名を冠する道經の一つ、『太微靈書紫文仙忌眞記上經』(道藏第七七冊)には次のようにある。

青童君曰く、仙を學ぶの難は一條に非ざるなり。難なる者は俗間の難に非ず。仙難は固より得て書く可からざる有り。夫れ人仙相有りて當に昇騰するを得べしと雖も、然れども復た仙相を敗る者十條有り。若し此の仙相を恃むと雖も、猶ほ犯して之を敗れ

ば、亦た仙を得ず。<sup>(33)</sup> 仙相があつても、この文以下に述べる「敗仙相」の行いをするならば、昇仙はできないのである。仙相は行爲に従屬し、行爲が最終的な昇仙への決定力を持つている。

先天的資質を論じるこれらの文章は、道經、ここでは特に上清派道經を靈妙なる存在として權威づけ、妄りに流布してその存在價值おとしめることを防ぐ目的で記されたのだろう。その背景には古代より根強く存在した命定論的運命觀が形を變えて影響を與えているものと思われる。<sup>(34)</sup> しかしこれらの記述は同時に、修行者全員に對して資質が存在する可能性への期待を持たせることで彼らの自尊心をくすべり、仙道修行への意欲をわかせる効果を持ち、さらなる努力を喚起する方便としての役割をも擔うに至るのである。

### 三 『道君列紀』における種民思想の役割

以上見てきたことをまとめると、『道君列紀』では、本起的部分と教理的部分から成り立っている。前者では世の終末と救濟について、救濟の主體たる金闕後聖帝君の本起とその一師四輔の紹介、終末と救濟の過程を説明する。これに對し後者では、仙官として救濟されるために必要な條件を明らかにするため、上清派道經を擧げつつ、經典修得の必要性と仙相等の先天的素質を詳説する。

では、この兩者の關係はどのようになっているのか。現本『道君列紀』が完本であるかどうかの問題があり、単純な記述量の比較には留保を付けるべきだが、正味約十二葉の内容中、本起的部分は(A)が約二葉半、(B)が半葉強、(I)が半葉強の合わせて約四葉に對し、教理的部分が残り約八葉を占める。教理的部分の中では最後の(J)

が最も多く約三葉半で、(C)から(H)は残り約四葉半に連續している。ここから、兩部分ともに前後二つに分かれており、本起的部分は前半部がその大半を占めること、全體として教理的部分にその比重があること等が分かる。また、構成からいうと、本起的部分の大半が始めにあつて、そこから教理的部分が始まり、本起的部分の一師四輔の説明はさんで、その四輔の筆頭たる青童君の話で終わる。『道君列紀』では、先に擧げた(C)のみならず(H)、さらには本起的部分の(A)においても上清派道經の傳授・修得が説かれ、上清派仙道がいかに重要且つ貴重な教えであるかを強調している。書名から推察した場合に本書の中心であるべき金闕後聖帝君の本起も、教理的部分の前にあつて教理的部分への導入のような役割を擔う一面を有するのである。

『道君列紀』における内容をまとめると、壬辰の歳に降臨する金闕後聖帝君の本起から始まるこの經典は、世の終末と救濟の狀況を紹介した後、いかにして救濟されるかの説明に入る。そこでは、積徳によつて救濟される種民となることの説明はほとんどなく、昇仙して仙官となり、種民を統治する役割を擔う存在になるための條件を提示することにと終始する。故に『道君列紀』では、種民思想とその世界觀の呈示とともに、それらを利用して上清派仙道の重要性を訴えることにその目的がある。小林氏は「上清派の人々が終末後の太平の世では種民を統治する仙官になることを希望しているのに對して、天師道と葛氏道では種民になることさえ容易でないと考えており、いかにしたら種民に選ばれるかを主に説いている」と述べた上で、兩者の相違の原因を信徒層の社會的地位の相違に求めており、<sup>(35)</sup> 妥當な推測と言えよう。そこには、他教派よりも一段階上のレベルに自派を置こうとする意識



と、選ばれた人間にしか傳授されない道術を行う誇りを修行者に與えようとする意圖がかいま見える。

このような考察を進める上で考えねばならないのは、現在の『道君列紀』が六朝末に存在した『道君列紀』と内容的に相違があることが問題とならないか、ということである。古『道君列紀』と現行『道君列紀』とを區別して考えたのは大淵氏であるが、氏の推測するよう  
に、古『道君列紀』から削除されたものが『靈書紫文』等との重複箇所であり、改變も若干程度のものであつたならば、現在見ることできる『靈書紫文』をも視野に含めて考えた場合でも、前述の考察に修正を加える必要は生じない。よつて、古『道君列紀』と現行本との相違については、ここではひとまず問題としない。

#### 四 『太平經鈔』甲部の種民思想

前章までは、『道君列紀』における種民思想とその書物の思想的意義について述べた。次に、金闕後聖帝君の本起について『道君列紀』と密接な関わりのある『太平經鈔』甲部について、その種民思想の内容を検討していきたい。

『鈔』甲部は前後二段に分かれている。その前半が『道君列紀』と對應し、且つ種民思想を正面から扱う内容である。後半は、金闕後聖帝君や四輔達がいかにして得道したかを問う段である。『道君列紀』と一致する部分のないこの段では、前段とは異なつて種民についての言及がなく、世の終末とからんだ仙道理論を呈示しているわけでもない。思うに、『鈔』甲部が形成される際に、この前後の異質性を意識したのであるう、前後別の問答として區別している感がある。よつて、問題は残るものの、以下の考察では『鈔』甲部の前半を扱うこと

『上清後聖道君列紀』における種民思想について

とし、後半はとりあえず對象外とする。

まず言及すべきは、『鈔』甲部と『道君列紀』との一致點が、先に論じた『道君列紀』の本起的部分、即ち(A)(B)(I)にしかないことである。言いかえれば、『鈔』甲部には『道君列紀』で論じられるような、仙官になるための道經の必要性や先天的資質を語る場面が全くない。『太平經』の一部として存在している以上、上清派道理論を語る部分がないのは當然といえは當然である。しかし、その點は兩書の「密接な關係」というものに一定の留保を付けねばならない一根據となる。

『鈔』甲部では、全體として終末の到來と種民の救済の過程を説くことに重點が置かれる。それを象徴するように、冒頭の導入部分に續いて全體の要約のような文が記される。

昔の天地と今の天地と、始有り終有ること、同じくして異なる無し。初めは善にして後は惡、中間は興衰し、一成一敗す。陽九百六、六九乃ち周り、周れば則ち大壞し、天地は混噩し、人物は弑潰す。唯だ積善者のみ之を免れ、長く種民となる。種民の智識、尙ほ差降有りて、未だ同に決一ならざれば、猶ほ師君を須つ。君聖にして師明に、教化して不死ならしめ、積鍊して聖と成らしむ。故に種民と號す。種民は聖賢長生の類なり。

ここでは陽九・百六の歳災の思想を利用して天地崩壞の様を説くとともに、種民の定義を明確にしている。積善者が災厄を逃れて種民となること、種民即ち仙人ではなく、種民の中でも神々の教化によつて不死を得た者が「聖」即ち神仙の類となること、そのような潜在的な可能性から「種民」と號し「聖賢長生の類」と呼ぶこと、等が述べられている。ここでも、種民と仙術とが直接關連しないことが分かる。

このような要約の後に金闕後聖帝君の傳記が始まる。ここが『道君列紀』と一致する部分の一つなのだが、ここで兩記述を比較してみよう。『道君列紀』では金闕後聖帝君の生い立ちを追うことに比較的關心が薄く、仙界を目指す彼の玄妙なる心や行動についての修辭的な表現が多い。天帝から教えを授かった際も、上清派道經の名を擧げて、上清派道教の神仙であることを明確にする。金闕後聖帝君に即位して以後の記述では、神仙世界の華麗な世界が表現されている。總じて言えば、金闕後聖帝君の神祕的な存在を稱揚することにその特徴がある。これに對し、『鈔』甲部では、金闕後聖帝君の出生を詳しく記し、その生い立ちについても三歳から始まって五歳、七歳、二七の(十四)歳、三六七の(四十二)歳、七十歳と、こと細かにその事跡を分類した上で金闕後聖帝君への即位に及ぶ。その締めくくりは、

寶經符圖、三古の妙法は、之を玉函に祕し、侍せしむるに神吏を以てす。傳受到科有り、行藏に候有り、誓を垂れ典を立て、之を種民に施す。行ふ能はざる者は、種民に非ざるなり。

このように、特定の經典名等を記すこともなく、最後には種民の話に戻ってくる。このように、『道君列紀』と『鈔』甲部とは共通する記述や話題があるものの、その指向する所が異なる。ともに共通の傳説から成立した文ではあるが、『道君列紀』は金闕後聖帝君の、上清派道教における高位の神格としての面を強く押し出すのに對し、『鈔』甲部では種民思想の内容を明らかにする一環としてその中心的存在の金闕後聖帝君を取り上げ、彼の傳説の記述に終始する傾向がある。

同様に、『道君列紀』の(B)に相當する部分、即ち世の終末と救済の過程についての記述部分でもその相違は顯著である。『道君列紀』については文章を前に引用したが、『鈔』甲部は倍以上の字數を用い

る。また、『道君列紀』では災異の起こる機構についての記述がごく簡單であるが、『鈔』甲部では甲申の年の災害に大小の別を付け、それを陽九・百六の歳災とからめて詳細に世の終わりを記述する。さらに壬辰の歳の出來事については、『道君列紀』では金闕後聖帝君の降臨と彼による地上の人々の最終的な處理を説くのに對し、『鈔』甲部では金闕後聖帝君降臨の事實を短く述べた後、種民や仙官を志す人間に必要とされる行動に話が及ぶ。『鈔』甲部では太平の世に至る過程の全體像を明らかにしたいとの意圖が明確で、金闕後聖帝君を第一義的に扱っているわけではないのである。

『鈔』甲部では、この後に金闕後聖帝君の一師四輔の紹介、即ち『道君列紀』の(I)に相當する部分が續く。『道君列紀』では記述箇所が(B)から離れているのみならず、直前の(H)とは關連がほとんどない。これに對し、『鈔』甲部では先ほどの壬辰の年の降臨劇から修行者のなすべき行爲を説いた後に、「大神君の輔相を憶識」するところで、種民となり、仙官となり、最後には後聖の位に至る、と説いており、ある程度の必然をもつて一師四輔の話へと進む。師輔の話について、對應する部分に大きな違いはないが、『鈔』甲部の場合、さらに續けて師輔の役割を詳述して一段を終える。『道君列紀』が師輔の話とは打って變わって、方諸青童君の語る仙相理論に展開が及ぶ場合に比べ、體系的な展開と言える。

さて、『鈔』甲部の内容に見られる種民思想についてはどうであろうか。『鈔』甲部の一致する部分が『道君列紀』の本起の部分であること、さらに金闕後聖帝君の上清派的色彩の多くを取り去った傳記の記述等から、上清派道教を交えた得道論が『鈔』甲部に出てくるはずもない。そのため、仙相等の先天的資質を述べることもない。

種民の定義を記す部分は前に挙げたが、仙經などによる本格的な修行を必要としない点について補足しておく。道經に關する記述は、『道君列紀』に比べればはるかに少ないが、以下のように見える箇所もある。

小甲申の後、壬申の前、小甲申の君は聖賢にして、仁慈を嚴明にし、理亂を害ふこと無く、延年長壽たりて、精學して神仙を得可けれども、深く太平の經を學ぶ能はず、久しく太平の事を行ふ能はず。

この例では「小甲申の君」が主語である上に、「太平の經」は彼らでも十分に修得できない、と述べている。つまり種民となるための必要條件として呈示されているのではない。このように、『鈔』甲部で述べられる道經の必要性は、『道君列紀』と同様、種民より高位の存在になることに關して言及されている。しかも、そちらの方が種民となることに比べて特に重要視されているわけでもない。

## 五 『道君列紀』と『太平經鈔』

### 甲部との關係——結びにかえて

ここまで、『鈔』甲部と『道君列紀』との一致する部分についての比較對照を行ってきたが、では、兩書を媒介する役割を持つとされる『太平部卷第二』後文はどのようなものか。吉岡氏の作成した對照表を見れば一目瞭然であるように、若干の出入はあるものの、『太平部卷第二』後文は『道君列紀』の抜粹にほぼ等しい。別の視點から見ると、『太平部卷第二』後文は、『道君列紀』の本起的部分たる(A)(B)と教理的部分(D)との對應部分から構成される。先にも引いたが、(D)は種民となるための條件に言及する部

『上清後聖道君列紀』における種民思想について

分であり、上清經に觸れていないとはいえず、教理的部分を要約するような内容である。また、壬辰の歳における金闕後聖帝君の降臨劇についての記述は『道君列紀』とほぼ同じ構成かつ分量である一方、『鈔』甲部とはその構成が全く異なる。よつて、『太平部卷第二』後文は内容的に『道君列紀』の前半部分と同じものであり、恐らく六朝末から唐初頃の『道君列紀』の姿の一部を留めたものとして考えてよい。

以上から、『道君列紀』と『太平部卷第二』後文、そして『鈔』甲部との關係を再考してみよう。「太平部卷第二」後文は『道君列紀』の部分的鈔略に間違ひはなく、その思想内容においても相違點はない。これに對し、『道君列紀』と『太平經鈔』甲部とは、内容的に一定の隔たりがある。前者は種民思想の紹介をしつつも、重點は救濟の主體たる金闕後聖帝君の權威付けと、上清派仙道による昇仙を目指すことにあり、特に後者の比重が大きい。しかもここでは先天的資質の存在を取り上げ、自派の仙道をより高みに置こうという姿勢が見える。一方後者は、世の終末と救濟の構造を詳述する一方、その中で救われる道が存在することを簡單に示すだけで、種民としての救濟と仙官として昇仙することの間に極端な區別は付けていない。これは、種民が昇仙の可能性を認めつつ救濟された者である、という基本的認識を根據としている。また、金闕後聖帝君はあくまでも救濟の主體であるが故に言及されたに過ぎず、上清派仙道の象徴としての役割は薄い。上清派の理論を用いていないことに伴い、先天的資質を語る場面は見えない。その代わり、「誰しも積徳修行すれば救濟される」という開かれた救濟思想への指向が見える。故に、前者と後者の間の「密接なつながり」とは、限られた部分でしかなく、「大同小異」などという解釋を施すことには大いに疑問を感じざるを得ない。

では、上記のような結論を得た場合、『道君列紀』と『鈔』甲部との先後關係はどうなるのであろうか。『道君列紀』が本起的部分を二つに分け、それぞれの後に教理的部分を付けているという構成になっていること、そして『鈔』甲部の内容が教理的部分を全く欠いていることはこれまで見てきた通りである。そこから可能性として考えられるのは二通りで、一つは、従來の見方のように、『道君列紀』から『鈔』甲部が節略して引いてきたという考え方である。この場合、『鈔』甲部に引かれる内容が『道君列紀』のそれよりも豊富であることから、さらに次のような推測をせねばならない。それは、『鈔』甲部が引いた當時の『道君列紀』の内容が今よりも豊富で、『鈔』甲部はそこからの節略となつたか、あるいは節略した際、引いた部分に増補を加えたということである。小林・大淵兩氏ともに現本『道君列紀』の内容は原本からの節略だと推測していることに基つけば、前者の推測はかなりの妥當性を有すると言へる。

もう一つの可能性は、『鈔』甲部の内容に手を加えて上清派の色彩を濃くしたものが『道君列紀』として成立した、というものである。この場合、『鈔』甲部から直接『道君列紀』が引いてきたとは必ずしも言えない。上清派道教が古くから『道君列紀』と關つてきた事實がある以上、そのもととなる終末救済説話はかなり古くに遡るわけである。つまり、古くより存在した終末救済信仰が、一方ではやや無教派の色彩のまま傳つて『鈔』甲部へと行き着き、もう一方では上清派が早くより積極的に自派の仙道理論の中に組み込んで『道君列紀』のような形に行き着いたと考えられる。古くより二種類の傳承が並行していたならば、その過程においての交流によつて、上清派の神である

金闕後聖帝君や青童君がもう一方に組み込まれることも大いにあり得ることである。また、上清派以外の道教各流派に廣く種民思想ないしは同様の終末救済信仰が存在している事實に對しても比較的容易に理解ができる。

大淵氏が言うように、現『鈔』甲部は「序のごときもの」が甲部として誤認されたものであろう。序のごときものとして存在したということは、『太平經』の概要を紹介する目的があつたはずである。『太平經』に見える天地の循環運行の思想は、表面的には種民思想と通じるものがある。それ故、現『鈔』甲部が『太平經』の一部として存在し得たのだ。ただ、右の二つの可能性のどちらかによつて、『鈔』甲部の存在意義はかなり異なつてくる。資料不足のため、どちらが正しいか結論づけることはできないが、『鈔』甲部の存在意義について、今は二つの可能性の両面から考察すべきであると考えられる。

## 注

- (1) 道藏第一九八冊。なお、種民という概念についての詳細な研究は、吉岡義豊「道教種民思想の政治的性格」及び「道教種民思想の宗教的性格」(いずれも同氏『道教と佛教第三』所收、一九七六)を参照。
- (2) 道藏第七四六―七五五冊。
- (3) 「後漢書襄楷傳の太平清領書と太平經との關係」(同氏『東洋思想の研究』所收、一九三四)。
- (4) 「論《太平經》甲部之偽」(同氏『道家和道教思想研究』、中國社會科學出版社、一九八四)。
- (5) 「敦煌本太平經について」(同氏『道教と佛教第二』所收、一九五九)。これに對し、大淵忍爾氏は「敦煌鈔本S四二二六「太平部卷第二」について」(同氏『道教とその經典』所收、一九九七)において、若干の

修正を加えている。

(6) 道藏第六三七一六四〇冊。

(7) 『眞誥』には壬辰の年の終末等に言及する記述が多いが、陶弘景の手が加えられている可能性もあり、ただちに東晉期の記録と判断するわけにはいかない。詳しくは吉岡義豊『太平經成立の問題について』、『道教と佛敎第二』所収を参照。

(8) 前掲論文(注1の前者)を参照。

(9) 「上清經と靈寶經の終末論」(同氏『六朝道教史研究』所収、一九九〇)。

(10) 前掲論文(注5)を参照。

(11) 唐承之年、積數有四十六丁亥之間、前後在中、中間鳥獸之世、國祚啓竭、東西稱霸以扶弱主、主有縱橫九一之名、逮號光迹昌元、其後甲申之歲、已前已後、種善人、除殘民、疫水交其上、兵火繞其下、惡惡竝滅、凶凶皆沒、好道陸隱、善人登山、流濁奔蕩、御之鯨淵、都分別也、到壬辰之年三月六日、聖君來下、光臨於兆民矣、當是時也、聖君發自青城西山、於焉滅惡人、已於水火、存慈善已爲種民、學始者爲仙使、得道者爲仙官(3b)(以降、道藏本の葉數とその表裏を〔〕内に記す)。

(12) 小林氏によれば、道藏所収の『太上三天正法經』と『無上祕要』卷六等に所引の『洞眞三天正法經』及び『雲笈七籤』卷二劫運所引の『上清三天正法經』はそれぞれ、『眞誥』卷五の記述から東晉期のものと推定される古上清經『除六天之文三天正法經』の一部を傳えているという。詳しくは同氏の前掲論文(注9)を参照。

(13) 上清派以外の宗派における終末論や種民思想の詳細については、他敎派における終末論等については小林氏の前掲論文(注9)及び『東晉期の道教の終末論』(『六朝道教史研究』所収)等を参照。

(14) 夫至忠至孝之人、既終、皆受書爲地下主者、一百四十年乃得受下仙之敎、授以大道、從此漸進、得補仙官、一百四十年聽一試進也、先

『上清後聖道君列紀』における種民思想について

世有功在三官、流逮後嗣、或易世鍊化、改氏更生者、此七世陰德、根葉相及也、既終、皆受書爲地下主者、二百八十年乃得進受地仙之道矣(10a-12a)。

(15) 『眞誥』における行爲と昇仙との關係については、拙稿『眞誥』における人の行爲と資質について(吉川忠夫編『六朝道教の研究』所収、一九九八)を参照。

(16) 『抱朴子』に見える徳行の重視と道教戒については楠山春樹『道教と儒敎』(『道教』第二卷所収、平河出版社、一九八三)を、功過格については酒井忠夫『功過格の研究』(東方宗教二・三)を、善書全般については、同氏『中國善書の研究』(國書刊行會、一九七八)を参照。

(17) 若能精洞房於上元、脩九眞以彌勤、步隱書於七靈、窮八素之用誠、既得涉乎三災而不傷、又必觀更始於太平、又得賜書仙官神眞長生也、但此玄文靈術、藏於上清之宮金闕之中、少有見篇目者耳、神眞下敎七百年内三出傳授、授傳獲之、不必賢愚、精心修行、皆得飛仙、然率有玄錄仙骨玉名方諸、乃得之也、自非此相、終不與此文相遇、學仙者宜廣行名山、跪祝天靈、尋此冥訣、庶得寶祕以階神仙之官乎、然後聖君當復料其靈妙、擢以補官僚者、或位爲仙伯、或拜爲諸侯、助聖敎民、理氣布徳、或封掌一邑、委政一國(4a)。

(18) 道藏第一〇三二冊。

(19) 智慧上土習此三術、消却魔怨、誅除鬼賊、制伏惡人、禳辟凶沓、除憂救病、保免兵戎、水火不能侵、衆災不能犯、逍遙三界之外、遊宴王母之家、代見太平之君、名入種民之錄、神仙進昇、皇階極級、永與道合、變化无窮、是智慧之妙功、衆聖之要訣矣(2b)。

(20) 中國の觀相術とその發達については、祝平一『漢代的相人術』(學生書局、一九九〇)、翁邁健『中國古代相術總批判』(武漢工業大學出版社、一九九三)及び沈志安『中華相術』(文津出版社、一九九五)等を参照。

- (21) 青童君曰、夫有骨錄則好仙、好仙之人皆有仙志、仙志之人或罷或篤、罷則先世善功不足、篤則玄錄宿命將定、或好仙而不專、亦由世德有未備者也、大都天錄顯於玄宮、則氣候診於軀形、錄字彰於太極、則心神正於丹房、若生有金闕玉名者、則限有日光、青齒白血、其爲人也、則仁慈而樂仙、明顯而秀挺、諸有如此相、皆必上仙也、亦可學而得、亦可不學而獲、要其人必好道、好道學微、必速得昇變矣、其次鼻上有玄山、此皆次仙之相也〔9b〕。
- (22) 青童君については、神塚淑子「方諸青童君をめぐる一六朝上清派道教の一考察」(東方宗教七六)を参照
- (23) この一段は、『三洞珠囊』卷八相好品に「金書仙誌眞記及後聖九玄道君列紀竝云」として引用されている。ここでは第五・六條として「若雲房有玉緯内書者」と「若朱宮有丹字紫名者」を挙げ、全部で十三例となっている。
- (24) 或是慈心仁人守善而已、或是學道信仙可敬之士、或靈人授書、守精寶胎、或得道得仙、精誠之夫、或玄簡錄名、七世有德、祚及子孫、當爲仙者、或生而青骨、通神接眞、或有才性偉寂、天分淑逸〔5b〕。
- (25) 「青骨」は、(J)に記される次仙の相の一つである。なお、先祖の積徳による子孫の昇仙も、子孫にとつては自らの努力で選擇できるものではなく、それ故に「才」や「相」等と同様、先天的資質の一つと見なしてもよいであらう。
- (26) 大洞眞經三十九章、上皇之道標、紫晨之妙篇、制命九天之階、徵召五帝之靈、其旨幽微、難可究詳、若能長齋、絕志人門、誦玉篇於幽室、叩瓊音以靈靈、則眞人定錄於東華、七玄更潤於紫庭、制魔王以威神、攝五帝以衛身、此太洞之奇神、抱僊道而反生、自無奇毛異質、金骨玉名、皆不得有妄披於靈文、其禁悉依九眞明科、受者慎焉〔3a〕。
- (27) 第二眞法、此道幽秘、上靈所寶、非有仙籍者、不得聞也〔4b〕。
- (28) 諸得見上聖玄紀之文者、皆以玄名有飛仙之分、刻書於「末」(來)生之象、逆注於玄虛之篇、既稟人道、青宮揀名、四司所保、五帝所詮、玉虛結藏、紫絡植根、骨有奇光、舉形合仙、四司潛降、陰授寶文、太一定籍、司命與年、魂固魄安、六胃結眞、萬神總具、剋成上仙、修行七年、自當靈降、乘空飛騰〔4b〕(來)の字は『無上祕要』卷三一週經宿分品の引用に從つて「末」に改める。
- (29) 夫學生之夫、必夷心養神、服食治病、使腦宮填滿、玄精不傾、然後可以存神服靈、呼吸二景耳、若數行交接、漏泄施寫者、則氣穢神亡、精靈枯竭、雖復玄挺玉錄金書太極者、將亦不可解於非生乎〔卷十8b〕。
- (30) 玄子少好道、遵奉法戒、至心苦行、故改名爲玄子、而自字延期矣、不圖先世之多愆、殃流子孫、結書刊於帝簡、運沈遠於後昆、享年不永、遂沒命於長梁之津、西王母見我苦行、續都北帝愍我道心、告敕司命、傳檄三官、攝取形骸、還魂復眞、使我頤胎、位爲靈神、於今二百餘年矣、近得度名南宮、定策朱陵、藏精待時、方列爲仙〔卷十7a〕。
- (31) 故夫學道者、眞心堅神、厲魄拘魂、甘寒苦之臆軻、樂靜齋於丘山、守誠心而不勌、竝天地可長存、如是始可與言學道之夫矣、若都無此相又無此行、雖復英雄拔標、志吞四海、口談虛無而目營八方者、固非仙才也、所謂徒勞以終年無解於不得矣〔12b〕。
- (32) ここで『靈書紫文』と表記するのは、「靈書紫文」という名を冠する經典が『道藏』には三種あり、それぞれが古い内容を存していると思われ、さらに、王明氏の前掲論文(注4)で推測されるように、「靈書紫文」が、複数の經典で構成される叢書名であった可能性があることによる。
- (33) 青童君曰、學仙之難非一條也、難者非俗間之難也、仙雖固有不可得而書焉、夫人雖有仙相當得昇騰、然復有敗仙相者十條、若雖恃此仙相、猶犯而敗之、亦不得仙矣〔1a〕。
- (34) 晉の葛洪が著した『抱朴子』内篇では、「神仙可學」の思想を強調する一方で、「仙命」を語ることがある。この現象は、『抱朴子』外篇に

見えるような傳統的命定思想に影響されたものと見るべきであること  
を以前論じた。拙稿「葛洪における運命の問題」(中國思想史研究十七)。

- (35) このような傾向は、他の上清派經典でも同様である。『太上三天正法  
經』や『洞眞太上說智慧消魔眞經』でも、終末と種民、金闕後聖帝君  
と青童君等に言及しつつ、本題としてはそれぞれが重視する仙道につ  
いて説明している。

(36) 前掲論文(注9)を参照。

(37) 前掲論文(注5)を参照。

- (38) 昔之天地與今天地、有始有終、同無異矣、初善後惡、中間興衰、一  
成一敗、陽九百六、六九乃周、周則大壞、天地混濁、人物飢潰、唯積  
善者免之、長爲種民、種民智識、尙有差降、未同決一、猶須師君、君  
聖師明、教化不死、積鍊成聖、故號種民、種民、聖賢長生之類也〔1-  
8〕(以下、『鈔』甲部に關しては、王明『太平經合校』(中華書局、一  
九六〇)を参照する。引用後の「」はこの本の頁數と行數を表す)。

(39) 陽九・百六の思想については、小林氏の前掲論文(注13)を参照。

- (40) 寶經符圖、三古妙法、祕之玉函、侍以神吏、傳受有科、行藏有候、垂  
簪立典、施之種民、不能行者、非種民也〔3-1〕。

(41) 小甲申之後、壬申之前、小甲申之君聖賢、嚴明仁慈、無害理亂、延  
年長壽、精學可得神仙、不能深學太平之經、不能久行太平之事〔4-10〕。

(42) 前掲論文(注5)を参照。

(43) 前掲論文(注5)を参照。

- (44) 神塚淑子『太平經』の承負と太平の理論について(名古屋大學教  
養部紀要三二A(人文科學・社會科學))を参照。